

令和6年度 第1回山元町総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和6年5月24日（金） 午後1時30分から午後3時03分
- 2 開催場所 山元町役場2階 第2会議室
- 3 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 概要 以下のとおり
 - (1) 開会
 - (2) 開会の挨拶
 - (3) 議題
 - ① 教育等の振興に関する施策の大綱について
資料1に基づき説明（説明者：伊藤和重教育総務課長）
 - ② いじめ重大事態調査報告書について
資料2に基づき説明（説明者：伊藤和重教育総務課長）
 - ③ 学校部活動と地域のクラブ活動等について
資料3に基づき説明（説明者：伊藤孝浩生涯学習課長）
 - (4) その他
 - (5) 閉会

【司会】（伊藤和重教育総務課長）

では時間になりましたので、ただ今から令和6年度第1回山元町総合教育会議を開会いたします。開会にあたりまして、橋元町長より挨拶を申し上げます。

【橋元 町長】

皆さんこんにちは。本日は、今年度第1回目となります総合教育会議にご出席をいただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には、本町教育行政全般にわたりまして日頃からご理解、ご協力を賜り、熱く御礼を申し上げます。

さて、令和6年度が始まりまして早2か月が経ちました。町では新たな施策として学校給食の無償化をはじめ、各種事業をスタートさせ、順調な滑り出しを見せたと思っておりましたが、県内の小中学校では、4月25日に給食で提供された東北森永乳業の牛乳において、風味の異常や体調不良者が発生し、県内でも同じ業者の牛乳を提供している本町を含む12市町でその対応に追われたところであり、本町においては5月17日から31日までの代替品、ヤクルトジョアで対応したところであり、その間、仙台市の調査結果において牛乳の異常が確認されなかったという報告を受け、安心したところではあります。町といたしましては、給食の一品となる牛乳が約1か

月にわたり提供できなかったことなどの課題を踏まえ、検食体制の強化により児童・生徒に安心・安全な給食が提供できるよう、教育委員会とともに努めてまいりたいと考えております。また、皆さんご存じだと思いますが、6月3日から牛乳の提供を再開することと決定いたしております。

さて、本日は教育等の進行に関する施策の大綱(案)、いじめ重大事態調査報告書、学校部活動と地域のクラブ活動の3つの議題を提出しております。特に、昨年度発生したいじめの案件について、保護者も了承したとの報告がありましたので、その内容について事務局から説明をさせます。私といたしましては、教育関係の施策については、将来を担う児童・生徒たちにとって大変重要であり、さらなる充実を図りたいと考えているところから、引き続き皆様のご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えているところでありますので、本日はよろしく願いいたします。

【司会】(伊藤和重教育総務課長)

ありがとうございました。それでは、次第に基づき会議を進めさせていただきます。会議の議長については、運営要項第4条の規定に基づきまして、橋元町長にお願いいたします。

ー以下議事ー

【議長】(橋元町長)

はい。それでは、早速ですけれども、次第に沿って議題の方を進めさせていただきます。まず、(1)の教育等の振興に関する施策の大綱について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】(伊藤和重教育総務課長)

教育総務課の方から説明させていただきます。座らせて説明させていただきます。資料の方でございますが、3つほど用意させていただきました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)、第2期山元町の教育振興基本計画の抜粋の部分、教育等の振興に関する施策の大綱というところになります。今回説明する内容につきましては、事務局の方の認識不足で、こういった形でどうでしょうかとお願いする部分もあります。まずこのパンフレットの方です。法律の部分、文部科学省というのをご覧いただければと思います。中を開いていただきますと、右下の方に、ポイント④大綱というところ、教育に関する大綱を首長が策定というのがあります。こちらの2番目に総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会はそれぞれの所管する事務の執行とあります。この内容が大綱、策定するのは町、町長ということになります。次のQ&Aのところです。問いの5番、Q5というところですが、総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議

するのですか。また、大綱には首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか。という問いがあります。この中で、総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について協議、調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議を行うことが想定されているということです。なお、採択すべき教科書や個別の教職員の人事については、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。ということになっております。

下の方です。なお、大綱は首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じますということになります。

下の問6です。大綱は毎年策定するのですか。ここが今回、議題にあるかと思いますが、地方の教育振興計画や自治体の総合計画で教育行政の方針が示されている場合にも別途、大綱を策定する必要がありますか。ということなのですが。大綱が対象とする期間について、法律上に規定がありませんが、首長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4から5年程度のものとして定めることを想定しております。ということで、大綱については4から5年ということになります。また、地方公共団体において、こちらは町になります。町においては、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、ということで、今回お示しした第2期山元町教育振興基本計画、こちらが令和4年度から始まっております。こちらが位置づけることができるものでありその中に入っています。その場合、首長が総合教育会議において教育委員会と協議して、当該計画をもって大綱に変えることと判断した場合には、別途大綱を作成する必要はありませんとなっております。

今回、こちらの方です。内容的には、この政策的な部分、計画の部分がありますので、これを大綱としていいかどうかということと、今回説明させていただく内容につきましては、毎年、教育基本方針として教育委員会の中でも協議している内容となっておりますので、今回提出しております教育等の振興に関する、施策の大綱となっておりますが、こちらは基本方針で、毎年度、意見をいただくこととすることによりしいかということになります。この基本方針は、政策や予算がかかるもので、現在、総合教育会議、5月と10月に開催しておりますけれども、毎年5月に、予算を決定した後に意見をいただいているような状況になっております。ただ、今年度、来年度の部分について、こちらを、令和7年1月頃に来年度の分の基本方針を町長とあと教育委員の中で意見交換をさせていただきまして、その内容で次年度の基本方針とさせていただければと考えております。今回の施策の大綱となっておりますが、こちらの内容について簡単にご説明いたします。

この内容については、1月の定例会の中でも説明させていただいている内容でございますので、こちらを、毎年度、次年度の内容を1月頃に検討していただくということになります。4つの目標を立てておりまして、8つの基本方向、あと20の基本施策ということになります。

目標1としまして、夢と志を持ち、その実現に向けて自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育むとして、学校教育の充実を挙げております。(1)番の中では、青の文字から矢印に変わっている部分、これ昨年度から変わった部分になります。赤の部分、小学校社会科副読本の活用、p4cの実践ということで現在、坂元小学校と山下第一小学校が令和5年度に取り組んだ内容を各小中学校に広めていくということになります。(2)番の確かな学力の育成というところにつきましては、町内標準学力調査も実施、これは年2回、4月と12月に行っています。こちらの結果の分析と共有と活用ということにしております。(2)番目の中でもICT教育の推進というところ、こちらはICT支援員の配置、ICTを活用した授業実践の推進、ICT機器更新検討ということで、こちらはタブレットの耐用年数が、5年ぐらいということで、令和2年12月に導入して年数が経過していくということになりますので、更新の部分も検討していくということになります。タブレットについては、現在仕様が第8世代ですが、現行、出回っているものについては第11世代まで進んでいるということもあります。(3)番の健やかな身体の育成ということにつきましては、青字下の矢印部分ですが、生活アンケート結果の分析・指導、1人1台端末を活用した心の健康観察の一部試行ということで、こちらは、昨年度、打ち合わせを行いまして、ICT支援員の力を借りましてシステム構築を今週大体整えました。6月から試験運用ということで調整を図っているところでございます。次のページに行きますと、体力運動能力の向上ということになります。こちらについては、毎年、仙台大学と連携による小学校を会場とした研修の開催、大学生による中学校部活動の支援ということになります。昨年度は部活動2種目ぐらいでしたが、今年度、令和6年度は、バレーボールとバスケットボール、剣道ということで3種目に増えております。こちらの日程を組んでいるところです。続きまして、食育の推進です。給食への地場産品活用維持や郷土料理体験などということで、こちらは、地産地消の考え方から、町の特産品の活用等を進めてまいりたいと思います。はらこめしなど、郷土料理体験などを保健福祉課にお願いしながら、進めていくということになります。(4)番の教育環境・教育活動の充実というところになります。青字矢印の部分です。総合型校務支援システムの活用、こちらはもう導入されている内容です。中学校部活動の段階的な地域移行となります。こちらは本日、生涯学習課の方から内容についてご説明があります。(5)番目、防災教育をとおした命を守る意識の高揚ということになります。防災キャンプ実施、防災学習ワークブックの活用、学校防災計画の不断の見直しなどになります。

目標2としましては、家庭・地域・学校の教育力の充実と連携の強化を図り、山元の豊かな教育資源を生かしながら、社会全体で子供を守り育てる環境を作ることになります。この中では、地域の力を借りましてコミュニティ・スクールを令和5年度に、全小中学校導入してスタートしておりますので、こちらはコミュニティ・スクールの充実ということにしております。

目標3につきましては、次代を支える社会の一員として、歴史が培ってきた文化や規範を尊重し、思いやりの心に富んだ人間を育むとともに他国の文化の理解を深める

ということで、次ページになりますが伝統・文化の尊重と文化財の保護と活用ということになります。こちらについては、町指定の文化財の茶室の修復事業をいれるところでございます。こちらの内容となります。

目標4ですが、生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会を作るということとなります。こちらは、学校施設の地域開放の推進・深山山麓少年の森改修事業、こちらは今進んでいるような状況になっています。こちらとスポーツ団体事業費補助の実施、中学校部活動の段階的な地域移行ということにしております。この内容について、毎年度、少しずつ変化がございますので、基本方針として事務局の名前では3回目の総合教育会議を開くか、また2回目の総合教育を1月頃に開催してこの内容に触れていただくかということと考えておりますが、できれば2回目で1月頃ということを検討していただければと思います。以上でございます。

【菊池 教育長】

すいません。補足、よろしいでしょうか。伊藤教育総務課長が色々と説明したのですが、情報量が多かったかと思います。最初に、この総合教育会議の場は、教育委員会と町長が一緒にいろんな協議をする場であるということ。町長が主催者という形で色んなこと、例えば先ほど言いました大綱を町長が策定する、大綱のとらえ方といいますか、今まではそのような形で出していましたが、この教育振興基本計画というのがあれば、ここに教育の今後の大きな方向性とか方針が示されているので、これを大綱とすることができることから、毎年大綱について検討しなくてよいということの確認が1つです。

あともう1つ、伊藤教育総務課長が細々と説明した教育基本方針に関してですが、これについては教育委員の皆さんに1月に見て了解をいただいて、すぐに学校に今年度、6年度の教育基本方針ということで流しました。ただ、ここの教育基本方針というのは、教育振興基本計画に沿った形で教育基本方針が作られていますが、実は中身としては、今話があったように、例えば茶室の修復や深山山麓少年の森改修などという、教育委員会だけではお金をどうこうすることのできないようなものが毎年出てくるわけです。ですから、このことは、町長も含めた前年度のうちに、次年度このような事業をやるにあたって総合教育会議の場で確認できればいいのではないかと。そのためには、今まで5月と10月に総合教育会議をやっていましたが、2回目の総合教育協議会の10月開会では、一年間の基本方針とか事業がいくらかかりそうだとかということが、まだ検討はできないので、2回目の総合教育会議を1月頃に開会し、ここにあるような教育基本方針で、来年度はこのような事業に取り組むという法案文を変えて取り組むということの確認ができるといいのではないのでしょうかということ。2回目の10月の分を1月に持っていくか、あるいは、10月は10月でやりつつ、1月の分をプラス3回目ということで、総合教育会議を開会するというのも考えられるのですが、伊藤教育総務課長からの提案としては、2回目を1月に動かす形

で、年間2回の総合教育会議というのは基本にしつつ、2回目の時期を後に持つていくことではどうでしょうかということでした。この点についてご意見いただければと思います。

【教育委員】（菅野 正彦）

議題として色々お話がありましたが、その教育総合会議を2回にするか3回にするか、1月に持つていくか、そのことについて話し合いをすればいいのか。あとは、大綱と教育振興基本計画とあって、こちらは連動しているところもあります。国の方針もあるし、教育方針もあるし、あと町の情勢も変わってきているので、毎年こう変更をかけながら適したものにしないといけない。大綱と教育振興基本計画は、連動しているような気がします。

【菊池 教育長】

連動させています。これは山元町教育の方針と言いますか、取り組みを示したものになります。これに沿った教育基本方針の作りにしています。ですから、方向性の一覧になるというのは、ここにあるものによっています。前に教育委員の皆さんへ教育振興基本計画については見ていただいて、これで5年間やっいてこうとしているものです。

先程、資料にありますが、町長も4年の任期ということで、令和4年の時期に橋元町長が就任されて、その時にはこちらが出来上がっていました。最初の総合教育会議の時に、今日お話ししているようなことを前提に話をし、こちらを大綱として確認をしておけばよかったがしていなかったのが、改めて大綱と今日確認をさせていただきました。大綱に沿った教育基本方針は毎年見直しが出てきますので、それを総合教育会議の2回目と3回目の場で、町長も含めて、予算のことも色々協議ができればいいということ、それをまず1つ確認をしていただき、また総合教育会議の開催を2回目か3回目かどちらにするかということについてご意見をいただきたいです。

【教育委員】（菅野 正彦）

議題は2つということよろしいですか。

【菊池 教育長】

2回目の分を1月に持つていくと年間2回は崩さずに、10月を1月に持つていくということではどうかというのが提案です。ただし、総合教育会議は、いろんなことが起こった場合には、緊急に招集する場合はいくらでもあります。今回、この後に報告します。大きなことが起こった場合には、臨時でと言いますか、不定期の形で総合教育会議を持たせてもらうことはあります。基本的には年間2回という風なことではどうかということです。

【議長】（橋元町長）

ただいま、この教育等の振興に関する施策の大綱という説明を事務局の方からありました。今、細かく、菅野委員の方からも質問があって、菊池教育長の方から答えていただいて、皆さんご理解はできたと思います。この大綱を基本計画と位置づけて、それで毎年全部作り直すということではなくて、何らかの変化、部分見直しをしながら進めていきたいということです。それが私の任期に合わせて4年という、任期がありますので、その4年、5年のあたりで新しいものに変えていくという形でいいかというものが1つです。

それについて、総合教育会議の持ち方を1回増やすか、それとも今まで通りの2回という原則にしておいて、先ほど菊池教育長の方からも説明ありましたように、何かあれば会議は何回でも増やせます。そのような形で、基本として年2回というのは崩さずに、2回目の時期をずらして、その時に見直しというか、皆さんの意見をお伺いしながら、来年度はこれでいいかということの確認ができればという風なところがあります。皆さんの方から、何かこの件に関して確認、質問あれば、よろしく願いいたします。

【教育委員】（大内 悦夫）

この教育振興基本計画とはなんでしょう、大綱と基本計画ではどっちが上なのか。ランク的に。

【菊池 教育長】

はい。上というよりも、基本計画を大綱とみなしていいということです。

【教育委員】（大内 悦夫）

これは。タイトルを変えればということなのか。

【菊池 教育長】

いや、だから、これは変えていかないといけないということです。

【教育委員】（大内 悦夫）

わかります。だから、教育振興基本計画が元だから、この名前も大綱かなと思います。

【菊池 教育長】

いや、教育基本方針というのは、いろんなことを含めて作らなければいけないとされているものです。ただし、総合教育会議で町長が大綱を策定することとありますので、教育委員会で作り、これを大綱とするということを町長が認めれば、それで大綱に変わるということになります。

【教育委員】（大内 悦夫）

では、このタイトルはこのままでいいということですか。大綱と入れなくていいのですか。

【菊池 教育長】

入れなくていいです。総合教育会議の中で、町長がこれを大綱とするということを決めてもらえばそれで済むという事です。

【教育委員】（大内 悦夫）

はい。でもこちらに大綱が入ってくると、なんか混乱します。

【菊池教育長】

はい。ですから、こちらは来年度から直します。中身はもう次年度の教育基本方針ですので、大綱につながる単年度の教育基本方針、具体的な取り組みということに変えます。

【教育委員】（菅野 正彦）

教育振興基本計画を教育委員会で作るような形で、そして町長さんが大綱と策定、町が決める。そうすると、大綱は山元町と山元町教育委員会と入るのか、その辺のところはどういう風になりますか。

【菊池 教育長】

教育振興基本計画は教育委員会で策定するものです。これがまず1つです。そのあるものを町長として大綱とするということです。だからこのところは大綱で町という風にしてはあります。これを大綱と見なすということは、ただ確認だけされていれば、毎年、大綱がどうだ、こうだというのは表す必要はないのかなと思います。

【教育委員】（菅野 正彦）

そうすると、教育振興基本計画、1本でいって、例えば町長さんの方で教育振興基本計画を大綱ですという風に、認めているという解釈でよろしいでしょうか。

【議長】（橋元町長）

私としても、やはり学業に関する専門的な部分を担っていただくために教育委員会というのがあって思っていますので、そこに町として、その中身までというところではなくて、先程、菊池教育長から説明があったように、町でやらなくてはいけない部分というのも出てくる、金銭的な部分とか、今度の小学校の再編であれば、場所、建物の大きさなどお金がかかってきますので、設置に関する部分で教育委員会の部分と

町の部分というのが住み分けされています。ですから、私は学業に関する中身に関して、教育振興基本計画は教育委員会で作っていただき、基本計画に沿った形での大綱を町の方針という形で、私はいいと思っております。できればこの基本計画を今は大綱と位置づけて進めていただければと思います。先ほど言いましたように、これを、毎年何かあれば、細かいところの見直しと言いますか、1回決めたら5年間このまま何も変えずに進んでいくってことはありませんので、皆さんのご意見を聞きながら、本当に子供たちのためにいい方向に進めるように変えていければと思います。そのような形で進めさせていただければ、私はいいかなという風には思っています。

【教育委員】(大内 悦夫)

今の話で分かりましたが、これだけですと、大綱とはどれかというのが、その年、なかなかわかりにくいのではないのでしょうか。我々は、今ここで聞いているので、わかります。例えば町長さんや教育長が変わってしまった場合など、わかるような何か表現はないかなと思います。だから、教育振興基本計画に入れられるか入れられないのかも聞きたいです。

【事務局】(伊藤生涯学習課長)

一般的な部分で申し上げますと、今回の教育振興基本計画というのがあって、それはもう一般的にホームページで、山元町については、その計画を大綱としておりますという形で知らせていきたいと思っております。

【教育委員】(菅野 正彦)

今、伊藤教育総務課長さんのお話いただいたみたいに、ホームページで知らせる方法もあります。ほかに教育振興基本計画の中の、はじめにというような文面の中に、町長により大綱とみとめられておりますという風なことを記してもいいかと思いません。

【教育委員】(大内 悦夫)

大綱と認めるのは町長なので、教育振興基本計画のはじめには教育長の文面であるので、あまりよろしくないのではないのでしょうか。

【菊池 教育長】

すいません。ではQ&Aの6を見てください。

【教育委員】(大内 悦夫)

変えられるというのは理解できました。

【菊池 教育長】

ですから、Q6の下の、また、地方公共団体において教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。町長はこれを大綱であると認めて、教育委員さん方も了解いただければそれだけでいいということです。だから、ここの項目は、今後、この計画が活着ている間は、総合教育会議の中にこの項目は出さずに、次年度の教育基本方針についてということで、来年度、何に取り組む、何にお金をかけるという具体的な内容について協議を1月頃にやらせていただきたいということです。

【議長】（橋元町長）

今日、たまたま2つ準備したので、2種類となっています。ここで皆さんに教育振興基本計画を大綱と了解いただければ、大綱になります。次年度改めて大綱を作る必要はないということが認められております。次回、大綱がなくなりますので、教育振興基本計画を、1本で町としてはこれを大綱と位置付けております。

【菊池 教育長】

本当はもっと前に確認しなくてはならなかったのです。すみませんでした。

【教育委員】（菅野 正彦）

その総合教育会議の件に関して、基本は2回と決まっている。例えば次の、今年度の2回目が特別何かすることが決まっているのであれば、3回目を開催となるのですが、なければ、今、提案があったように、1月に2回目をして、その中で次年度の教育方針を考えていく。そしてまた特別に会議を開かなければならない時には、随時、必要に応じて開いていくということ。基本2回で1月に開催で私は良さそうな気がします。

【教育委員】（大内 悦夫）

はい

【教育委員】（横山 真理子）

はい。よろしいです。

【教育委員】（門間 浩泰）

確認することがなければいいと思います。

【議長】（橋元町長）

はい、そういうことはない。

【菊池 教育長】

結構大きな課題が今年にありますので、その進捗とかあるいは、議会との関係で事前にお話をした方がいい、また協議があった方がいいなと思います。

【教育委員】（大内 悦夫）

だから協議会としても、教育定例委員会があるので、そこで討議して1月にもっていけばいいと思います。

【菊池 教育委員長】

ただ、町長も絡んだ方がいいかなっていう場合もあります。

【教育委員】（菅野 正彦）

そうです。町長さんもその会議の中にやはりいなければならない。臨時で開いていただくということでよいかと思います。

【教育委員】（大内 悦夫）

問題ありません。賛成です。

【議長】（橋元町長）

ご意見ありがとうございます。この1つ目の議題について、2点ほど皆さんの意見をお伺いいたしました。1点目が、この基本計画を大綱としていいかというところ、あとは、2点目は、総合教育会議を、2回にするか3回にするかということでご意見いただきましたが、基本計画を大綱とするということで、皆さんの了解をいただいたということよろしいですか。2点目の教育会議について、基本的には2回という形で、何かあった場合に臨時召集といたしまして、回数が増える場合もあるということで、今後進めていければという風に思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、(1)番の教育等の振興に関する施策の大綱については、提案された内容の通り、進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次年度の大綱の意見交換については事務局から日程などご連絡します。1月の総合教育会議について調整をよろしくお願ひいたします。では(1)については、これで終了させていただきます。続きまして、議題(2)いじめ重大事態報告書について説明を事務局の方からお願ひいたします。

【事務局】（伊藤和重教育総務課長）

はい。資料の方でございます。いじめ重大事態調査報告書、こちらにつきまして、先週、山元中学校の方で当事者いじめにあった子の保護者へ説明を行って、今週、山元中から報告があった内容になります。こちらにつきましては、内容的にいじめ重大

事態発生後の流れについては、今回、二号該当としまして、不登校重大事態ということで、こちらが町長の方に、発生報告がなされております。今回、調査報告書があって、こちらを町長へ報告するという事で報告書が提出されております。この内容について、ご説明します。

1枚目をお開きいただきます。まず、全部読むと時間がかかりますので、最初の概要と最後の方の部分について説明させていただきます。

事案の概要でございますけれども、本事案は、令和4年度当時、山元町立山元中学校1学年に在籍していた男子生徒が、入学して間もなく入部した野球部の同学年生徒7名から、仲間外れ、からかい、あだ名で馬鹿にされるバッティングフォームをまねされ馬鹿にされる等嫌がらせ行為を継続的に受けるとともに、1学年次に在籍していた学級生徒7名から悪口、無視、阻害行為、からからかい等嫌がらせ行為を受けたことにより、精神的に不調をきたし翌令和5年、2学年進級後間もなく4月13日以降不登校となった事案でございます。本事案は、発覚直後、野球部関係生徒との事実確認の結果から、Aに対するいじめがあったことと認定していたことと、Aの欠席日数が30日を超える見込みとなったことから、本事案がいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当することを認め、山元町教育委員会から指導のも当該校においていじめ重大事態調査委員会を設置し、調査及び本事案への対応を進めたものであるということになります。2の調査委員会の委員の構成でございますけれども、外部から2名の調査員を加えるということにして調査を進めた結果となります。外部委員については、ナンバー3と4ですね、今回、ご出席の門間委員にも加わっていただいたということになります。3の調査の目的でございますけれども、本調査委員会は、本事案のいじめについて、被害生徒が不登校に至った経緯にかかる事実関係、及び当該校の対応の問題点の検証、ならびに同種事案の再発防止の提言を行うとともに、被害生徒の学校復帰を目指して被害生徒及びその保護者へ適切な支援を行うことを目的としたということです。

第2の調査方法につきましては、こちらは聞き取り調査、これは当該生徒といじめを行った生徒、教職員からの聞き取りを行った内容になっております。①番から⑥番までございますが、こちらの内容をご覧いただければと思います。卒業した野球部3年生の生徒も調査の対象となっております。①、②については、事前にこの事案に関する質問用紙への記入を行って、その内容に基づき個別に聞き取りを行ったということになります。③については、教育委員会にて本調査委員が直接聞き取りを行った。④、⑤については直接聞き取り、⑥については、Aから聞き取った事実を基にA及びAに関わる、Aというのは当該生徒となります。Aに関わる出来事等に関して覚えている事を中心に、学校や学級の様子等について個別に聞き取りを行ったということでした。あと、2番の方です。Aの保護者の情報提供および要望の聴取ということを行っております。こちらはご覧いただければと思います。3番です、野球部関係生徒、野球部3年生の各保護者への説明を行いました。3ページ目でございます。4番の学級関係生徒の保護者への説明も行ってございます。

第3の調査に関わる事実経過と調査結果についてということについては、こちらは時系列になっております。抜粋して、令和5年4月13日、こちらから始まっております。当該生徒です。Aが欠席したことから、学級担任が電話連絡を行い、放課後、野球部顧問がAの自宅への家庭訪問を行った。そこで、Aから事情を聞いた結果、本事案の野球部生徒、関係生徒からのいじめと思われる行為があったことについて話を聞いたということが始まりとなっております。翌14日には、この野球部関係生徒から事実関係を確認したということで、全員大筋で事実を認めたということで、こちらは、その後、Aの保護者への電話連絡を行ったということになっております。こちら辺から、読んでいただければと思います。この生徒については、学校不登校となりましたが、4月28日に、ケアハウスの利用申請をしまして、5月22日からケアハウスへの通所を開始しております。学校の動きとしては、5月24日、臨時校内いじめ対策委員会を開き、本事案、いじめ重大事態と認定して、本事案を山元町教育委員会へ報告し、今後の対応について指導・助言を受けたということになります。5月25日、いじめ重大事態発生に関する報告について、これは町長宛てに提出ということになります。

【菊池 教育長】

ずっと事実関係が並ぶので、最終的なところで、24ページのあたりの確認をしてもらっていいですか。

【事務局】（伊藤和重教育総務課長）

すこし飛ばしていただいて、24ページです。

第4の調査結果の考察ということになります。1. 本事案に関わる生徒の言動についてということで、(1) 野球部関係生徒のAに対する行為は明らかないじめ行為であり、Aに精神的な苦痛を与えたと判断できるということです。(2) 学級関係生徒のAに対する行為については、I（生徒の略）の配布物をすべり落とす行為や「給食を配膳したくない」という発言、Jの避けるような行為、M、Oが野球部関係生徒と一緒に悪口を言っていた行為は、明らかないじめ行為であると考えてよいということです。その他の事実、行為については、意図的に相手に苦痛を与えようとしたとまでは言い切れないが、結果的にはAに精神的な苦痛を与えたと考えられ、Aがいじめられていたと認識していることは理解できるということです。(3) 野球部関係生徒、学級関係生徒及び1年次に在籍とした学級の生徒、野球部3年生の一部は、Aに対して、いじめ行為及びいじめと捉えられても仕方がない行為が行われていることを知っていたということです。また、そのようなことが行われているのではないかという疑念を持っていながら、教師や保護者にそれを伝え、事態を止めることはなかった。子ども同士でやめさせようとした事実は確認できましたが、大人が介入しなければ事態が収まらない状況であったと思われるということです。下の方は省略させていただきます。2. 本事案が起きた背景や原因についてということです。(1) このいじめにあ

った当事者について、他の小学校での6年時に、ちょっとしたいじめにあっておりまして、トラウマや親しい友達がない新しい学校での生活、A自身の特性から、Aは当該校入学時から周囲のコミュニケーションをうまく取ることができない状況であったと考えられるということです。前小学校の時も、そういう自分自身に、トラウマがあったということです。その状態を周囲の生徒は誰も理解しておらず、特に野球部という同じ集団で生活し活動していた野球部関係性とは、野球が初心者であるAの不満を強く持つに至ったと思われるということです。そのような背景の中で、Aに最も不満をいただいていたFとDの行為やFがつけた、「ワニ」というあだ名がきっかけとなり、Aへのいじめ行為が始まり、それがエスカレートして、学級を始めとする学校生活全般でいじめ行為へと発展したと考えられるということです。(2) 1年時在籍学級においても、Aの小学校時代のトラウマやAの特性が理解されておらず、この特性というのが、ページの途中に出てきますが、自閉症スペクトラムという診断を受けております。学級関係生徒のいじめ行為に繋がったと考えられるということです。生徒たちはわからないという内容です。学級関係生徒M, Oの行為は、野球部関係生徒のいじめ行為の影響を受けたものであり、野球部内のいじめと連動していたと思われるということです。3. 学校の対応における問題点というのも出てきております。

(1) 本校職員は、令和4年4月の段階で、小学校在籍時におけるAの人間関係のトラブルや登校しぶりの情報を共有していたということですが、Aの当該校での生活に関して、AやAの保護者との情報交換の場や、心配な点や気にされるトラブル、配慮事項等についてAの保護者と話す機会を設けなかった。学級担任が7月の保護者面談で初めて情報交換を行ったが、その時点ではすでに野球部関係生徒のいじめ行為が始まっていたということです。(2) 野球部前顧問、顧問の内容になっておりますけれども、野球部は2人顧問体制であり、調査で明らかになった事実を鑑みれば、生徒たちの様子をもっとしっかりと考察していれば、非常に、本事案についてはもっと早い段階で気付くことが可能であったと思われる。生徒たちが、前顧問、顧問には絶対に気づかれないようにいじめ行為をしていたという事実を確認できておりますが、Aの孤立している様子、部員の言動や表情、練習試合での送迎時の様子、保護者からの情報など、いじめ行為の有無を疑うに至る要素は十分にあったものと考えられるということに記載しております。(3) 1年時学級担任を始めとする学年スタッフ、教科担任は、Aが孤立傾向にあることを十分に認識していた。しかしながら、そのことを深刻に捉え、学級活動や授業における配慮や観察を十分に行ったとは言えないということです。1年時の10月以降は、多くの生徒がAへのいじめ行為またはいじめのような行為に気付いていたことを鑑みると、教員が気付かなかったのは、明らかなミスであるといえる。学校生徒アンケートにはAへのいじめに関する情報は、一度も記入されていなかったとはいえ、いじている側の生徒たちの行為はかなりエスカレートしていて大胆な行動であったと思われ、その様子には「何かおかしい」、「何かあるぞ?」という思いを持つ教員がいなかったのは明らかな失態である。また授業中に、先生が黒板に向かっている時にバッティングフォームを真似して、馬鹿にしていたと

いう声もあったということを教頭から聞いております。

第5になります。被害生徒の今後の支援に関してということですが、先ほど、ケアハウスの通所を開始したということ。9月11日からは「ほっとルーム」への登校を開始しております。午前中はほっとルームでの教科の学習、学び支援教室専任教員との交流、午後はヘアハウスへの通所というリズムが定着し、ほとんど欠席することなく過ごしていたということです。登校時はソーシャルスキルトレーニングも取り入れながら、同学年生徒との交流や総合的な学習の時間の修学旅行自主研修の計画作りへ参加するなど、学級復帰を目指し意欲的に生活してきたということで、かなり生徒の方も頑張ったようです。その中で野球部関係生徒からも謝罪時に話していた最終的に野球で決着をつけたいという気持ちはなくなった。今年に入りまして、3月22日の終業式には学級復帰を果たした。春休みを経て、令和6年4月8日に進学級で活動することができたが、新しい友人とコミュニケーションに自信が持てず、うまく振る舞えないことなどから、学び支援教室専任教員、ケアハウス相談員等からの支援を受けながら、現在は「ほっとルーム」を併用しながら学級で生活している。今後も、学び支援教室専任教員、ケアハウス相談員、スクールカウンセラー、学年主任を始めとした学年スタッフが一丸となって被害生徒への支援を行っていくとしております。

第6 いじめ再発防止に向けてということになります。(1) 本事案は、中学校入学を期に起こったことから、小学校からの引き継ぎ情報を基に、気になることを本人及び保護者と事前に、よく話し合う機会を設け、いじめにつながりそうな懸案事項があれば、その対応について、生徒指導部を中心に十分に協議して、全職員で共通理解して指導に当たっていく。また、学年初めの学級内の生徒の様子、人間関係の様子を共有し合う場を設定するとしております。(2) 教職員の生徒指導力の向上ということ今回の検証によりより一層充実させる。(3) 部活動中の生徒の観察をより一層強化し、気になることがあれば小さいことでも学年主任、いじめ担当、生徒指導主事に報告し、事実関係を明らかにした上で、必要に応じて適切な対応をしていく。(4) 部活動の親の会と顧問との情報交換の場を設定する。(5) 学校生活アンケートの内容を再検討するとともに、アンケートを真剣に記入できる場の雰囲気作りに努める。(6) 道徳の授業を通して思いやりの心の育成や他者理解力の育成に努める。ということで報告書をいただいております。この内容に基づいて、町長が債務調査実施かどうかということ判断するような形となります。抜粋したのですが、長くなりました。以上となります。

【議長】(橋元町長)

ただいま、いじめ重大事態調査報告者について事務局から説明がありました。この点について、皆様の方から確認、ご意見あればお願いしたいと思います。何かございませんか。

【教育委員】(大内 悦夫)

調査員のメンバー構成に教育委員会が入る必要性はないのですか。

【菊池 教育長】

一応、調査委員会の設置については、教育事務所を通してどういうメンバーでやるかということ相談した上で教育委員会が入ってとか、全くの外部の方が入って、よくマスコミに載るような重大事態では、かなり大がかりな中でやるということになっているケースが多いです。今回の構成の仕方でも構わないということでしたので、PTA関係の門間さん、建村さん、お2人に入っていただく形での委員会としました。これで済まない場合は次の段階ということになるということです。

【事務局】（伊藤和重教育総務課長）

今回、保護者の所見がついていません。保護者の所見、本来であればつけます。ガイドラインの方にもありますが、今回は保護者の方から、不満は若干残りますが、所見は出さないという意向であります。その内容については、本人が復帰したことを考えれば、この騒ぎを再開させたくないという保護者の考え方があるということ聞いております。以上です。

【議長】（橋元町長）

はい。今、課長の方からもありました、どんな理由にしろ、一応、親の方も理解をしていただいて、これ以上、話を大きくしたくないということです。現状で子供さんも、転校したとか学校に行かないまま卒業してしまうということではなくて、確かに併用という形にはなっていますが、教室に復帰しています。先日お伺いしたところ、明日から中総体があります。レギュラーではないけれども何らかの形でみんなのサポートをしたいということ、その子も言っているという話も聞きました。本当に起こしてはいけない、あってはいけない事案が起きたと思います。その起こった後の対応は、きちっとやっていただいたのかと思います。子供の方も学校の方に復帰できています。親御さんの方も、不に落ちないという点はまだあると言いながらも、なんとかこのまま子供が復帰してもらえればという期待を込めながら、これ以上のことはしないということでご理解をいただいたということも聞いております。

さきほど課長からありましたように、この後、私とその調査報告をいただいて、内容によって再調査が必要かどうかということ判断することになりますが、私は今のところ、せっかく子供もこのようにして学校に復帰しましたし、親御さんの話も聞きました。再調査は必要ないと現状では思っております。皆様の方から何かこの件について、今後も、こういうことがなきにしてもあらずというところなので、いつ起きるかわからないことです。今の時点で何か気になることがあれば、加えることがあれば、何かあればご意見いただければというように思います。何かございましたら、願います。

【教育委員】（大内 悦夫）

はい。話してもよろしいでしょうか。保護者の意見がここにはないかと思います。

【事務局】（伊藤和重教育総務課長）

保護者の初見は出さないということです。

【菊池 教育長】

すいません。出さないというのは、こういう調査では不十分である、あるいは、例えば今後の対策がこれでは不十分であるという場合に、保護者はこの報告だけでは納得できてないというように付けて出すという感じになります。それをこちらが受け取って、町長が保護者からこのような意見がついているのであれば再調査が必要かなということ、別のメンバーによる次の段階、町長主催の調査委員会の設置ということになります。今回はあくまでも学校でここまで調べました、確認しました、指導もしました、今後はこのようにしますというところまで、まとめたものを保護者の方へ渡していますので、それで実際読んでもらい、これ以上のこと、これに関して保護者としては所見、意見書は出しません、気持ちの上は別だとしても納得はしましたという回答をもらったということです。

【議長】（橋元町長）

今回の事案は、やはりデリケートな問題なので、今後、卒業するまで、きちっとその子のことをまわりで見守っていくということは、多分みんな考えていることだと思います。そこをしっかりとサポートできるように、やっていただければという風に私としては思っております。

【教育委員】（菅野 正彦）

報告書を見させていただいて、本当に1年間、こう長きにわたって細かく調査をして、いろんな人から聞き取りやアンケートなどをとり、それを分析しながら調査を行ってきて、今回、この報告書で、当事者と保護者の方が若干こう不満はありますが、ある程度、納得したということで次に進んだこと、とっても良かったのではないかなと思っています。まだ不安定なところは当然あるでしょうから、色んなところからのサポート体制を厚くして、橋元町長さんが話されたように、あと1年間、山元中学校でしっかり学べる、生活を送られるようにサポートしてあげたいなという風に思います。また、これまで調査など対応してくれた方々に感謝という風に思っています。以上です。

【議長】（橋元町長）

ありがとうございます。他に何かございますか。

【教育委員】（大内 悦夫）

これは記録に残さないでください。私はこの年の3月まで非常勤をやっていた時には、もうでていました。いじめがあったという情報は聞いていました。

【議長】（橋元町長）

ちょうど、そのケアハウスの先生も、野球をやっていた方でしたから、子供とうまく対応していただいたところもあるのかなと思いました。私も報告受けてから、私なりに気になっておりました。声かけると普通に明るく話をしてくれ、キャッチボールするかと誘うと一緒にやってくれたということを知っていました。やはり1番、楽しい時期にこのような経験をしてしまったので、なんとかならないかと思っておりました。この1年で、確かに1年は長い時間だと思います。先程も言いましたが、不登校のまま卒業してしまうとかではなく、ケアハウスやほっとルームの併用などで学校へ来てくれています。あと1年間、町としても、教育委員会としても、学校としても、そのことを考えながらしっかりサポートしていければというように思いますので、皆さんにご協力をお願いしたいと思います。

【教育委員】（横山 真理子）

よろしいですか。まずこの事案に関しては、皆さん、関係者の方に対応いただいて、ここまで解決できたことよかったですと思います。それで、気になっていたことなのですが、先生の気づかないところで、いじめがあった。黒板へ記入している時にその子のまねをして馬鹿にする。他の子供さんたちも気づいていたけれども、どちらかと言えば、学校側とかが気付くのが遅かったというようなことを鑑みると、私もよく考えてみました。これはできるかどうかわかりませんが、先生に対して相談するということはハードルが高いです。生徒が先生に対して「いじめがありますよ」と話してください、またアンケートなども取っていると思いますが、なかなか具体的にアンケートに書きにくいと思いますし、勇気がいることです。例えばその学校に、先生とかでない立場の人に、相談や気軽に何かこう生徒の話の聞けるような大人の方、保健室の先生とかもいると思いますが、話せる環境があるといいのかと思います。実際、小学校とかに3人ぐらい入っているという話も聞いていました。先生には言いにくい事等を聞いてあげられる場所があってもいいのかと思います。例えば、ただのおばさんとか、ただのおじさんとか、地域の人、もちろんそれは傾聴、聞くということが基本で、子供さんの気持ちに寄り添うことを考え対応する。聞く側にも勉強が必要だと思います。結構、先生に対していじめなどの訴えは、とても大変なことで勇気がいらいます。今回のこの事案で改めて感じました。

【議長】（橋元町長）

学校の中に先生以外に生徒たちの悩みとかを相談できる人を派遣などができないかということですか。

【教育委員】（横山 真理子）

そうです。例えばソーシャルワーカーとかそういう方はいらっしゃると思いますが、私も普通の町民で、一般人から見てもなかなか、先生に話すとなると告げ口したとなり、結局自分にも振りかかってきてしまう。だからこそ、先程、話したような事ができたら、いいのかなと思ったのです。

【教育委員】（大内 悦夫）

スクールカウンセラーなどは配置をしている。そういうことはそういう人に相談したいらいいと思う。

【菊池 教育長】

小学校段階、中学校段階、違うと思います。小学生ぐらいだと、ただのおじさん、おばさんがいたら、結構気楽に喋ることがあるかもしれません。中学生となると、誰が行ったとしても、どういう立場とか、どういう風にその人と接することができるかなど、多分みんな見ます。今、大内委員さん言ったように、スクールカウンセラーがいて、学校に常にいる先生でない人が入って子供が相談できるような体制になっていたりもします。だから、そういう立場の人や先生でない人が入ってというのはなんとなくわかりますが、それが本当にうまく活用されるかということ、どういう方が入ったとしても、変わらないかなと思います。

【教育委員】（菅野 正彦）

私が現職の時には、カウンセラーが週1回入って、予約を取りながら、ある程度の取り込みで相談を受けるというかたちで活用されていました。普通に学校現場からすれば、例えば地域の方が来て話を聞くとすると、色々守秘義務等もあります。なかなか次の対応、対策を取るというようなところも難しくなり、当然、先生方と連携を取りながら進めていくことになり、あとは直接保護者の方から学校の方に、こんないじめがあったとか、こんなことがあったみたいなのがありますから、それで対応する。やはり、いじめが起きないように学級作り、学校作りをする。もしその何か兆候があれば先生方ですぐ対応できるという風なところではないかなと思います。なるべく起きないようにするのが1番ですが、なかなか難しいです。

【教育委員】（大内 悦夫）

この件について、ここには出てきませんが、かなり前から先生方は対応をしていたはずで、早い段階で、こういうことがあったというのはわかっていました。休むようになって、ここから書類上はなっていますが、学校では早く対応はしていたようでした。

【菊池 教育長】

初期の段階で、いじめじゃないかというのがわかって、学校は対応したのですが、その対応の仕方が組織的でないところがありました。

【教育委員】（大内 悦夫）

そうでしたか。

【菊池 教育長】

すぐに問題がわかって野球部顧問が家庭に行って謝罪や説明をしましたが、加害、被害の関係をきちんと踏まえない、今まで指導します、指導しましたみたいなことで、それはおかしいのではないかというやり取りをしている中で、休みが重なっていき、重大事態にという風になってしまった。だから、最初の段階の学校の捉え方と初期の対応です。その辺に失敗があったかと思います。

【議長】（橋元町長）

教育長、大内委員からの内容について、学校の方でも問題意識を持っていると思います。

【教育委員】（大内 悦夫）

問題意識、持っていました。

【議長】（橋元町長）

反省しながら今後につなげていければと思います。1番は、とにかく学校に戻ってきてもらえてよかったなと思います。

【議長】（橋元町長）

ほかにはありますか。

【教育委員】（門間 浩泰）

調査委員会に入っていたのですが、少し話します。前からいるお子さんじゃなかったの、ボタンの掛け違いが結構あるのかと思います。性格がわからない中で話しかけても反応がなく、結果的に嫌われていったという流れがみられました。そういうのをわかっていて話す対応と、わからない為いじめに繋がったという形が見え隠れしていると思いました。また先生方が小学校の時にこの子いじめられていたから、気遣って話してということも言えないでしょうし、兼ね合いが難しい中で起きた状況だったかと思います。

今回は先生たちもどのように対応していくか、かなり苦慮した内容がまとめてありました。保護者として、その辺りを学校に依存していいのか、保護者の方からどのよ

うに言っているのか、かなり難しい調査だったと感じました。そのボタンのかけ違いをどのようにしたら無くす事が出来るのか、なかなか難しいと思います。先生方には、教育長や大内委員が言った通り、初期段階でどのように対応するのかがかなり重要になってくる事案だったと思いながら、調査委員会で聞いていました。結果的には戻ってきたのでよかったです。戻れなかった場合は卒業まで続くのではないかと考えていたので、建村さん含めて先生たちも安心しているところですが、まだほっとルームまでなので、これからは、教室までが勝負だという話も聞いています。あとは少しずつ問題が解決していけばいいなと思っています。

【議長】（橋元町長）

いじめられた方もそうですけど、いじめをした方、加害者と言ったら表現おかしいですけど、そちらがどういう風に対応してくれるかだと思います。ちゃんと改心してその子のことを理解した上で今後うまく付き合ってくれれば、多分その子も行きやすくなると思います。こちらについてよろしいですか。他になればこれでよろしいでしょうか。この点に関しまして、先ほど言いましたように、私が最終的に判断しますが、一応これで再調査なしと私は考えております。それでは、続きまして、次に、3番目の学校部活動と地域のクラブ活動等について、資料の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】（伊藤孝浩生涯学習課長）

はい。生涯学習課、伊藤から説明いたします。

本町の部活の地域移行につきましては、検討協議会等を設置しながら取り組みを進めているような状況となっております。委員の皆様にも、今度の方針案など確認していただき、ご意見をいただいた中で、一部現状を踏まえまして、方針案等の変更点が生じたので、ご説明させていただいて、ご意見など頂戴したいと思っております。

まず1番目、昨年度の取り組みについてです。令和5年度は、県の方の位置付けとしまして、移行検討期間ということで、本町もその位置付けをした中で検討協議会を設置しました。また協議会を2回、開催したところであります。当該協議会の方では、国、県から示されましたガイドラインに基づきまして、地域クラブ活動への移行に向けまして活動方針案等を協議したということになっております。2番目は、学校部活動方針及び地域クラブ活動方針（案）の見直しというものになります。当該活動方針（案）の3番目になります。3つほど、方針（案）の方の大枠で、設けておりますが、3つ目の中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取り組みに示す地域クラブ活動の段階的移行については、本町の実情を踏まえまして、もう少し時間を持ちながら、慎重に検討を重ねた上で、状況やニーズに応じたあり方を見出していく必要があることから、下記の通り、一部を見直したいと思っております。下の図が、見直し箇所を示すものとなります。変更点については、下線を引いておりますので、左側が現行、隣が見直し（案）ということになりまして、1番右側の赤枠の方で囲ったのが

それに対する取り組みの方になります。まず左側の現行と見直し（案）のこの対比の部分を見ていただきたいと思います。現行では1番目、地域クラブ活動への段階的移行ということにしておりましたが、見直し（案）の方では、2番目に、現行で設けておりました協議会の設置というところ、それを1番目に挙げまして、こちらについては完了したという位置付けの順番です。1番と2番を逆にしております。内容について変更点はございません。現行1番目のものを、見直し（案）2番目の地域クラブ活動への段階的移行、(1)のイに位置付けております。現行で申し上げますと、当面は外部指導者、部活動指導員配置に努め、休日の地域クラブ活動への移行を経て平日の地域クラブ活動への移行を目指すというものにしておりましたが、先ほど申し上げた通り、もう少し時間をかけて、検討した方がいいということを考えまして、当面は中学校に設置されている部活動の継続、延長を基本とし、外部指導者・部活動指導員のほか、希望する教職員の兼職兼業等による指導を実施する。その間、運営団体や実施主体、運営体制等の検討を進め、休日の地域クラブ活動へ移行を経た上で、平日の地域クラブ活動への移行を目指していきたいと考えております。3番目は具体的なスケジュールになります。令和5年度については、まずこの通り、基本的には終了したということになります。令和6年度の部分です。前段の方の、先ほど申し上げた、取り組みを踏まえたスケジュールを見直したところ、協議会による検討、情報提供、生徒、保護者、教員等について情報提供、意見聴取など、アンケートの部分もありましたのでそこを加えておりますが、あとは方針策定及び推進計画の策定ということで、そちらの方も組み込んだ中、中学校部活動への外部指導者の配置ということで、部活動指導員の配置と前段はしておりましたが、まずはその前身となります外部指導者の方の配置を考えております。令和7年度は休日の地域クラブ活動へ移行ということにしておりましたが、引き続き、協議会で検討を行う。先ほど申し上げた推進計画の策定・中学校部活動への部活動指導員の配置ということで、顧問がいなくても、大会への引率、指導ができる指導員の配置を考えております。令和7年度までを検討期間に設けまして、令和8年度からの地域クラブ活動を見据えた運営団体、実施主体、運営団体の整備ということにしていきたいと思っております。令和8年度から、基本的には移行するということに位置付けたいなと思っております。その右側が取り組み内容ということになります。上の方は令和6年度の主な取り組みということで、①協議会の検討を継続する。②保護者・生徒等へのアンケートの実施・取りまとめてそれを活かせるよう検討する。③教員への地域移行に関する情報提供、意見聴取をした中で、部活として引き続きしたい教員への兼職兼業の許可を得られるよう運営面を整備していく。兼職兼業を希望する教員の調査と取りまとめ、現段階という形にはなりますが、希望があるかということの取りまとめをしたいと思っております。あとは、地域の方で外部指導者の希望、顧問がないといけない種目にはなりますが、外部指導者を希望する方がいる場合、配置を調整していきたいと思っております。どうしても外部指導者が見つからない分については、県が人材バンクを設けておりますので、そちらを活用し指導者の確保などを検討していきたいと思っております。④次年度の部活動指

導員の配置・教員の兼職兼業を見据えた準備ということで、法令関係の整備が必要になります。また予算調整ということで、保険加入など進めていきたいと思っております。外部指導者から部活動指導員への移行に向け外部指導者を対象にした研修の実施をしていきたいと思っております。⑤地域クラブ活動の整備検討、⑥推進計画（案）の作成と検討ということになります。これが令和6年度ということですので。令和7年度におきましては、引き続き、①協議会における地域移行の在り方の検討・継続②推進計画の策定、③部活動指導員の配置ということで、状況に応じながら外部指導者から部活動指導員へ移行・部活動指導員への移行に向け外部指導者を対象とした研修の実施、部活動指導員への保険加入・調整、④地域クラブ活動の運営団体・実施主体・運営体制の整備をしたいと思っております。令和7年度も引き続き検討期間のようになるかなと思っております。令和8年度につきましては、休日の地域クラブ活動へ移行したいと思っております。合わせて平日に地域クラブ活動へ移行できればと思っております。そちらの検討も進めていくということにしたいと思っております。このような見直し（案）と、あと取り組みに関して皆様からご意見などいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】（橋元町長）

説明は以上でよろしいでしょうか。ただいま、伊藤孝浩生涯学習課長の方から、学校部活動と地域のクラブ活動等について説明をいただきました。これについては、昨年度の、議会や検討委員会を開催して説明したところではありますが、これは最初に、国の方から示された段階で、大変難しい課題かなという風には考えておりました。今、伊藤孝浩生涯学習課長の方からの説明の中で、右枠の赤線で囲まれた部分が、今後の進め方に対する現在の考え方ですが、令和7年・8年、どちらも計画の最後に※印で、状況により取り組み内容に変更が出る場合があると、その進み方によってはということで、前置きしてあります。ですから、今年の6年度にどこまで計画通りに進むことができるかというのが重要になると思います。皆さんの方から何かこちらについて、ご意見、確認あればお願いしたいと思っております。ございませんでしょうか。

【教育委員】（大内 悦夫）

やってくれる人がいればいいのですが。地域によっては実業団などと連携してやっているところもあるようで、指導者の派遣をしてもらっている。新たに運営団体を作るとなると、なかなか大変だと思います。

【議長】（橋元町長）

自治体でも、ほんとに苦労しているようです。なかなか進まないようです。本当に一部の自治体では先行して進めているところがあるようですが、本当にそのまま進めていいのか、進めるのかという部分もあります。表に出る時は、良いとこばかり出てきますが、もう少しあとにすればいいのかと思うかもしれませんが、なかなか内部で

話をすると、自治体は本当に苦慮しています。

【教育委員】（大内 悦夫）

そうですね。

【教育委員】（菅野 正彦）

国から部活動が地域クラブに移行といわれ約3年になります。日本全国みんな本当にどうやったらいいかと試行錯誤でやっている状況であると聞きます。東京あたりも本当にできるのかみたいなことを教育委員会の人から話を聞きます。とにかく今、計画が出ているので、1つ1つやりながら慌てないで、山元町としてやれることをやっていく、そして外部指導者から地域クラブ部活動の指導者への移行とか、この辺を確実にやりながらで、本当に山元町で指導していただける方がどのくらいいて、どのくらい興味あるところでやれるのかとか、いろんな検討をしながらやっていく。ただある程度を決めないと、このように8年度にゴールという風な形で、もうとにかく地道にやれるところをやっていくということでもいいのかなと思います。

【菊池 教育長】

今おっしゃっていただいた通りで、慌てずにやっていこうと思います。中学校の部活動の地域クラブ活動への移行というのは大きく方向性が今の段階だと2つあって、国が言っているのは、最終的に学校の先生が関わらなくてもいいように、地域で子供がいろんな活動ができる環境があれば、そこの好きなものに取り組めるような、そういう環境整備ができるといいということです。その環境整備というのは、別に中学校の部活動に関係ない活動でもいいわけです。絵を書くとか歌を歌うとか、極端に言えば町の文化協会の方々が団体を作ってやっているような活動を、中学生が自分で選んでやるということにしてもいい、あるいはそこを目指してもいいと言われているが、今の段階でそこを目指さない。今、中学校にある部活動を基本にしながら、それを継続しつつ、そこにあと少し先程言ったようなことを加えて、子供の選択肢を広げていくということをして可能であればやっていく。あえて部活動を継続と言ったのは、次の1歩へはまだ踏み出さないという意味合いもあります。あくまで中体連があって大会が計画されているうちは、今ある中学校の部活動のペースで活動させた方がいいのかという考えでの計画です。あとは実際どこまで出来るかという問題かなと思います。

【議長】（橋元町長）

はい。他にございますか。思うところがあれば。さっきも言いましたように、本当に難しいので、焦らずに進められるところから少しずつ前に進めればいいのかと思います。慌てて一気に行こうとしなくていいのかという風に思います。ただ、だらだら続けてもよくないです。ある程度の区切りを見て、それであまり急な階段を登ろうとしないで、なだらかな階段を作っていければいいのかと私は思いますが、これは学

校の中身のことなので、できればある程度、教育委員会に案をだしてもらって、町としてはそこに協力できるところと言いますか、相談された時に町としてやらなくてはいけないところには関わって対応をさせていただければと思います。

【菊池 教育長】

予算が必要になるかと思います。よろしくをお願いします。

【教育委員】(横山 真理子)

そうですね。

【教育委員】(門間 浩泰)

協議会を設置したところまでが進んでいるということですか。先ほど全国の話が出たと思いますが、進んでいる地域ですが、3年前に、私、県の会長をしていました。当時はたしか熊本県の方では、小学校からの地域活動が盛んでそこに中学校が混ざり活動している地区があると聞いたことがありました。たしか川崎だったと記憶していますが、川崎も地域の方で活動しているというようなことを聞いた覚えがあります。あれから3年経っているので、現状はわかりません。その先進地みたいな、いろんな事例出てきているかと思いますが、把握されているのでしょうか。

【菊池 教育長】

今、具体的にはそんなに把握はしてないです。やはり同じような規模や環境、例えば本町と亘理町は違います。亘理町は中学校が2つあります。地域クラブ活動と言った時に、岩沼、名取もそうですが、市内に2つ以上ある中学校の生徒たちが1つのクラブ活動に学校の枠を超えて集まるという形になります。うちは中学校1つです。地域クラブを考えた時に、運営の母体は1つあればいいってことになるので、1対1対応となります。そこでのやり方、例えばさっき言った学校2つ、3つあるところが、町内に1つの地域クラブをいろんな種目ができるようにするとか、3つ4つある学校がやるというのとはちょっと違ってくる。だから、山元町ならではの、やりやすさがあって、また指導者の集めにくさも、また小さければ小さいほどあります。なかなかいてる環境でやっている先進事例というか、ある程度限定されたところで見つけていけないといけない。今のところ、大河原の方での取り組みが参考になりそうなので情報収集をしようとしているところであります。

【議長】(橋元町長)

他にありますか。よろしいですか。そういった意味でも、やはり人口的なところで、生徒の数、学校の数なども色々変わってくると思います。さっき言ったように、やっぱり自分に合ったものという、山元町には山元町のあった形での進め方なのかなと思います。よその真似をするということではなくて、同じ規模のところを見て真似すれ

ばいいと思いますが、真似しようと思ってもなかなかできない部分もあると思うので、できるところからやっていければという風に私は思っています。よろしく願いします。よろしいですか。皆さん、ありがとうございました。この点についてはこれで終了させていただきたいと思います。今日は、3点ほどの課題について、貴重なご意見、情報をいただきました。いただいた意見等を踏まえまして、今後に生かしたいと考えておりますので、よろしく願いします。本日は、大変ありがとうございました。それでは、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

【司会】（伊藤和重教育総務課長）

はい、ありがとうございました。4番目のその他でございますが、事務局ではその他の議題はございませんが、皆様から何かございますか。なければ、以上をもちまして令和6年度第1回総合教育会議を閉会いたします。本日は本当にお疲れ様でございました。どうもありがとうございました。

clovAnote.line.me